

## 作業環境測定

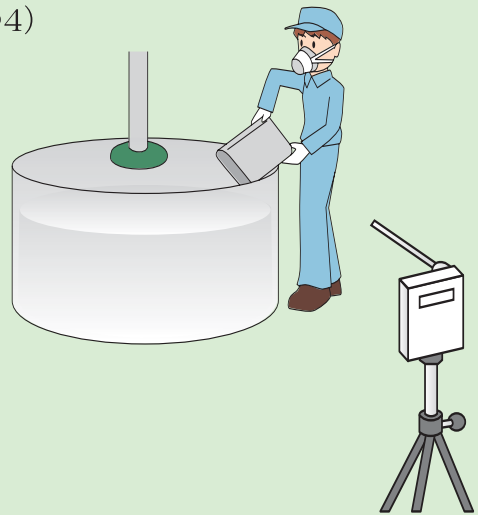
新規

平成22年4月1日より適用

(特化則第36条～第36条の4)

- 対象物を製造し、又は取り扱う屋内作業場については、6月以内ごとに1回、定期的に、**作業環境測定士(国家資格)**による作業環境測定を行わなければなりません。
- その結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じて適切な改善を行う必要があります。
- 測定記録及び評価記録は**30年間**保存する必要があります。
- 管理濃度は、次のとおりです。

ニッケル化合物 0.1mg/m<sup>3</sup>(ニッケルとして)  
砒素及びその化合物 0.003mg/m<sup>3</sup>(砒素として)



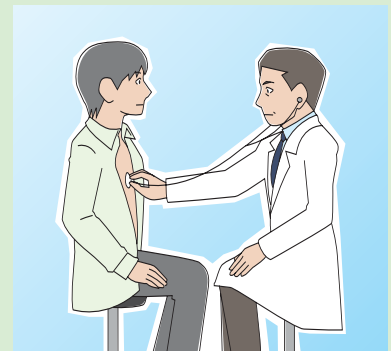
## 健康診断

新規

平成21年4月1日より適用

(特化則第39条～第42条、別表第3～第5)

- 対象物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、規定の項目について健康診断を行わなければなりません。(注:三酸化砒素の健診項目も一部変更されます。)  
また、対象物が漏洩し、労働者が汚染された時は医師による診察又は処置を受けさせなければなりません。
- 健康診断の結果(個人票)は、**30年間**保存する必要があります。
- 健康診断の結果を労働者に通知し、また、特定化学物質健康診断結果報告書(様式第3号)を労働基準監督署長に提出しなければなりません。



## その他の措置

新規

平成21年4月1日より適用

- 保護具(特化則第43条～第45条)
  - ・ 対象物に有効な呼吸用保護具等を備えること。
- 作業記録の保存(特化則第38条の4)
  - ・ 作業記録を**30年間**保存すること。
- 休憩室、洗浄設備の設置(特化則第37条及び第38条)
- 喫煙、飲食の禁止(特化則第38条の2)
- 取扱い上の注意事項等の掲示(特化則第38条の3)

